

第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）

令和7年（2025年）12月

広島市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	2
4	男女共同参画を取り巻く状況	2
5	第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況（令和6年度時点）	5
6	計画の基本方針	8
7	本市が目指すべき姿	9

第2章 計画の内容

1	施策体系	10
2	計画の内容	11
	【基本方針1】あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	11
	【基本方針2】働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立	17
	【基本方針3】安心して暮らせる社会の実現	29
	【基本方針4】性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援	38
	【基本方針5】男女の人権を尊重する市民意識の醸成	47
3	施策の指標一覧	56

第3章 計画の推進体制

58

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

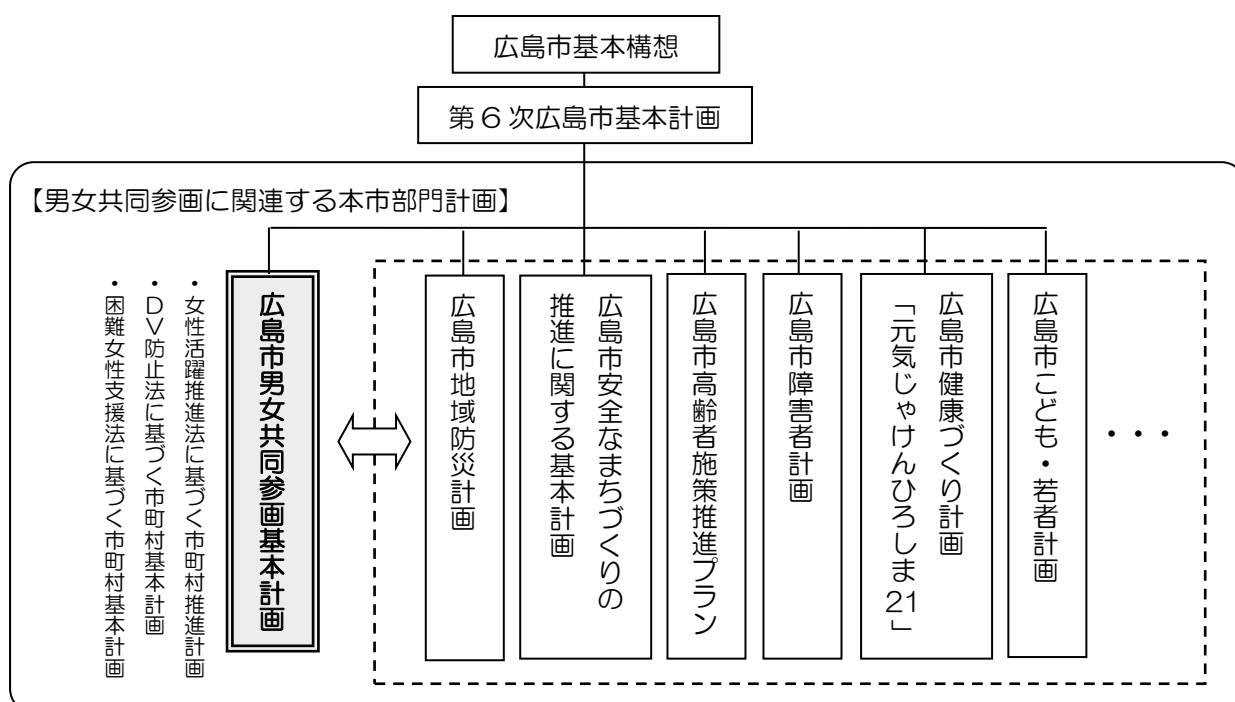
「第4次広島市男女共同参画基本計画」（以下「第4次基本計画」という。）は、「広島市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、性別による差別がなく、男女が対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

基本理念 (条例抜粋)	1 男女の人権尊重
	2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
	3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
	4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
	5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
	6 国際社会の動向への留意

2 計画の位置付け

第4次基本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画及び条例第8条に基づく基本計画であり、「第6次広島市基本計画」の部門計画として位置付けます。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）に基づく市町村基本計画としても位置付けます。



3 計画期間

令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 5 年間を計画期間とします。

4 男女共同参画を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

少子高齢化による労働人口の減少と女性の就労を取り巻く状況

少子高齢化により労働人口が減少する中、働くことを希望する女性が、その個性と能力を納得した上で十分に発揮できる環境の整備が求められています。女性の就労について見ると、女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」については解消傾向に向かいつつあります。しかし、その雇用形態を見ると、出産を契機に女性が非正規雇用化する「L字カーブ」という問題があります。非正規雇用については、多様な働き方の選択肢の一つとしての積極的な意義もある一方、長期的なキャリア形成を通じた能力の発揮の阻害要因となるとともに、正規雇用との待遇差があることから、女性の貧困や男女間格差の一因になっていると考えられています。

自然災害の激甚化・頻発化の影響

昨今、自然災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、南海トラフ巨大地震などの大地震や豪雨などによる災害の発生が懸念されています。災害発生時には、女性や子ども、高齢者、障害者などが災害弱者となりやすく、被災者の多様なニーズに適切に対応することが重要であり、令和 6 年(2024 年)の能登半島地震においても、男女共同参画の視点による防災・復興対策の重要性が改めて浮き彫りになりました。

(2) 国の法改正等の動向

男女共同参画の推進に関する法律の制定・改正等

国においては、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っています。これらの取組は、単に女性の権利向上にとどまらず、社会全体の持続可能性や経済成長、地域活性化にもつながるものとして位置づけられています。

ア 政治・行政分野における取組

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が令和 3 年(2021 年)6 月に改正され、政党や政治団体の自主的な取組の促進や国・地方公共団体の施策が強化されました。また、政治活動におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止と解決に向けた施策を明記し、女性が安心して政治活動に参加できる環境づくりを支援することなどが示されました。

イ 働く場や家庭生活等との両立における取組

令和 7 年（2025 年）6 月に公布された「女性活躍推進法」では、従業員従業員数 101 人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化されることとなりました（令和 8 年（2026 年）4 月施行）。また、月経、不妊治療、更年期などに伴う女性特有の健康課題について、職場での理解増進や配慮等が行われるよう、事業主による積極的な取組を促していくことが示されました。

令和 6 年（2024 年）5 月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認が義務化されました（令和 7 年（2025 年）4 月から段階的に施行）。

ウ 困難な問題を抱える女性に関する取組

令和 6 年（2024 年）4 月に「困難女性支援法」が新たに施行され、従来の「売春防止法」に基づく婦人保護施策の枠組みを抜本的に見直し、困難な問題を抱える女性に対して多様な支援を包括的かつ継続的に提供する体制を整備することが示されました。

エ 性犯罪・性暴力における取組

令和 5 年（2023 年）3 月に策定された「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」は、令和 2 年（2020 年）からの「集中強化期間」の成果と課題を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）までの 3 年間で「更なる集中強化期間」と位置づけて取り組むものです。また、令和 5 年（2023 年）7 月に刑法が改正され、同意がない性行為は犯罪になることが明確化されるとともに、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間が延長されるなど、性犯罪・性暴力の根絶のための取組や被害者支援を強化されました。

オ DV 対策における取組

令和 6 年（2024 年）4 月に「DV 防止法」が改正され、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化などにより、申し立てができる被害者に「自由、名誉、財産に対する脅迫を受けた者」が追加されたほか、保護命令の種類の拡大や接近禁止命令の有効期間の伸長などが定められました。

第 6 次男女共同参画基本計画の策定

国は、令和 7 年（2025 年）12 月に「第 6 次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、令和 12 年度（2030 年度）まで、以下の四つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

(参考) 第4次基本計画に関連するSDGs

	1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	16 平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	17 パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

5 第3次広島市男女共同参画基本計画の達成状況（令和6年度時点）

第3次広島市男女共同参画基本計画（令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)）では、五つの基本方針を定め、各施策の推進に取り組みました。基本方針ごとの施策の指標の達成状況（令和6年度時点）は、次のとおりです。

➤ 基本方針1：あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
審議会委員における女性の割合を増やす (データ出典：男女共同参画課)	29.3%	32.1%	40.0%	○
女性委員がいない審議会をなくす (" : 男女共同参画課)	2 審議会	0 審議会	0 審議会	◎
市職員の管理職における女性の割合を増やす (" : 人事課)	15.1%	19.0%	21.0%以上	○
市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす (" : 教職員課)	校長: 26.0% 教頭: 41.2%	校長: 38.6% 教頭: 41.0%	校長: 30.0% 教頭: 40.0%	◎
女性地域防災リーダーの割合を増やす (" : 災害予防課)	17.6%	23.3%	20.0%	◎
消防団における女性の中級幹部（分団長・副分団長の階級にある者）の数を増やす (" : 消防団室)	24 人	26 人	27 人	○

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

➤ 基本方針2：働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす (データ出典：広島県職場環境実態調査)	14.2%	11.5%	18.0%	×
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業（従業員数が300人以下の企業）を増やす (" : 広島労働局雇用環境・均等室)	101 社	493 社	500 社	○
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる (" : 広島県職場環境実態調査)	22.2%	56.2%	30.0%	◎
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす (広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数) (" : 男女共同参画課)	65 社	77 社	75 社	◎
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	52.5%	54.2%	52.5%以上	◎
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす (年齢を問わず結婚している男性の平日1日当たりの家事・子育て・介護に関わる時間) (" : 広島市市民意識調査)	53 分	50 分	53 分以上	×

市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務局等：市長事務局、市選挙管理委員会事務局、 人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会 (" : 給与課)	15.9%	市長事務局等： 68.6% その他局： 41.4%	市長事務局等： 85.0%以上 その他局： 50.0%以上	○
保育園等入園待機児童の解消を図る (" : 幼保給付課)	11人	0人	0人	◎
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る (" : 放課後対策課)	40人	47人	0人	×
女性(25歳～44歳)の就業率を高める (" : 総務省「国勢調査」)	76.2%	76.2% (R2年度)	82.0%	— ※1
「家族経営協定」締結農家数を増やす (" : 農政課)	45戸	52戸	50戸	◎

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

※1：「女性(25歳～44歳)の就業率を高める」については、データ出典元である「国勢調査」が5年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

➤ 基本方針3：安心して暮らせる社会の実現

指 標	実績		目標 (R7年度)	達成状況
	計画策定時 (R2年度)	現状 (R6年度)		
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業・自立支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合) (データ出典：こども青少年支援部)	49.8%	50.72%	51.38%	○
「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす (" : 広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査)	46.7% (H31年度)	64.6%	46.7%以上	◎
がん検診の受診率を上げる (" : 厚生労働省「国民生活基礎調査」)	子宮がん： 44.4% 乳がん： 44.8% (H31年度)	子宮がん： 43.0% 乳がん： 45.4% (R4年度)	子宮がん： 50.0% 乳がん： 50.0%	— ※1

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

※1：「がん検診の受診率を上げる」については、データ出典元である厚生労働省「国民生活基礎調査」が3年に1回の実施であり、令和6年度の数値はないため、評価不可。

➤ 基本方針4：女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

指 標	実績		目標 (R7年度)	達成状況
	計画策定時 (R2年度)	現状 (R6年度)		
DV被害を受けた人のうち、だれ(どこ)にも相談しなかった人の割合を減らす (データ出典：広島市市民意識調査)	29.0%	34.8%	29.0%以下	×
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす (" : 広島市市民意識調査)	女性：58.1% 男性：52.3%	女性：49.5% 男性：45.2%	女性： 58.1%以上 男性： 52.3%以上	×

過去１年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす (“ : 広島市市民意識調査)	3.8%	4.1%	3.8%以下	×
---	------	------	--------	---

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

➤ 基本方針５：男女の人権を尊重する市民意識の醸成

指 標	実績		目標 (R7 年度)	達成状況
	計画策定時 (R2 年度)	現状 (R6 年度)		
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす (データ出典：広島市市民意識調査)	女性：7.7% 男性：17.4%	女性：8.6% 男性：14.7%	女性： 7.7%以上 男性： 17.4%以上	女性：◎ 男性：×
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす (“ : 広島市市民意識調査)	女性：74.6% 男性：64.1%	女性：76.7% 男性：63.2%	女性： 74.6%以上 男性： 64.1%以上	女性：◎ 男性：×
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす (“ : 広島市市民意識調査)	73.6%	75.0%	73.6 以上	◎

※達成状況：「◎：目標達成」「○：改善（計画策定時の実績を上回る）」「×：低下（計画策定時の実績を下回る）」

6 計画の基本方針

第4次基本計画では、5年間で重点的に取り組むための五つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策・具体的施策を掲げて展開します。

基本方針	1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
	2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
	3 安心して暮らせる社会の実現
	4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
	5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

国際平和文化都市

世界に輝く平和のまち

国際的に開かれた活力あるまち

文化が息づき豊かな人間性をはぐくむまち



男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協働
による取組

第4次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

- 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
- 3 安心して暮らせる社会の実現
- 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【広島市男女共同参画条例】

(前文)

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

(基本理念)

- 1 男女の人権尊重
- 2 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
- 3 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
- 4 男女の家庭における生活と他の活動の両立
- 5 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
- 6 国際社会の動向への留意

第2章 計画の内容

1 施策体系

【基本方針】	【基本施策】	【具体的施策】
1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大	(1)市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2)市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進 ⑩(3)防災・復興における女性の参画の拡大	①審議会委員等への女性の選任の推進 ②市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進 ①市の関係団体などにおける女性登用の促進 ②女性の地域活動への参画の支援 ①男女共同参画の視点からの防災活動への参画 ②男女共同参画の視点からの災害対応の推進
2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立 【女性活躍推進法】	(1)働く場における男女共同参画の推進 (2)女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進 (3)多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進 (4)職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備 (5)男性にとっての男女共同参画の推進 (6)子育てや介護等の支援の充実	①働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進 ②働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進 ①女性の参画が少ない分野への女性の参画促進 ①多様な就業ニーズに対応した就業支援 ②経営の主体となる女性の育成・支援 ①育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進 ②市役所における職業生活と家庭生活等の両立の推進 ①男性への意識啓発等の推進 ②男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進 ①保育サービス等の充実 ②介護サービス等の充実
3 安心して暮らせる社会の実現 ⑪【困難女性支援法】	⑪(1)生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 (2)生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進 (3)性と生殖に関する健康と権利の浸透	①困難な問題を抱える女性への支援の充実 ②ひとり親家庭等への支援の充実 ③高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備 ④外国人市民への支援の充実 ⑤多様な性のあり方への理解の促進と環境の整備 ①妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援 ②更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援 ③性差医療の推進 ①啓発の推進
4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ⑫【困難女性支援法】	⑫(1)性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応 ⑫(2)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実 【DV防止法】 (3)セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実	①性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進 ②啓発の推進及び教育・学習の充実 ①配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成 ②被害者への相談支援の充実 ③被害者の保護体制の充実 ④被害者の自立支援の充実 ⑤関係機関との連携の強化 ①防止対策の推進 ②被害者への支援
5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成	(1)互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進 (2)男女共同参画推進拠点施設における取組の推進 (3)男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進 (4)こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実 (5)平和の発信と国際理解・国際協力の推進	①互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進 ①男女共同参画推進センターにおける取組の推進 ①広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底 ①就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進 ②家庭における男女共同参画に関する教育の支援 ③性や健康に関する教育・啓発の推進 ①国際社会の動向への理解の推進 ②男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

2 計画の内容

基本方針1

あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

【基本的な考え方】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、少子高齢化・人口減少、社会経済情勢の成熟に伴う価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、社会経済情勢の変化に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を維持することにつながるものです。近年、各分野で女性の参画は着実に進んできているものの、依然として男女が対等な関係性の構築には至っていない状況です。

本市では、条例の基本理念の一つとして、「男女が政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること」を掲げており、政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大に率先垂範して取り組むため、本市自らが先導役となり、審議会委員への女性の積極的登用や市職員の管理職における女性の登用などを推進します。

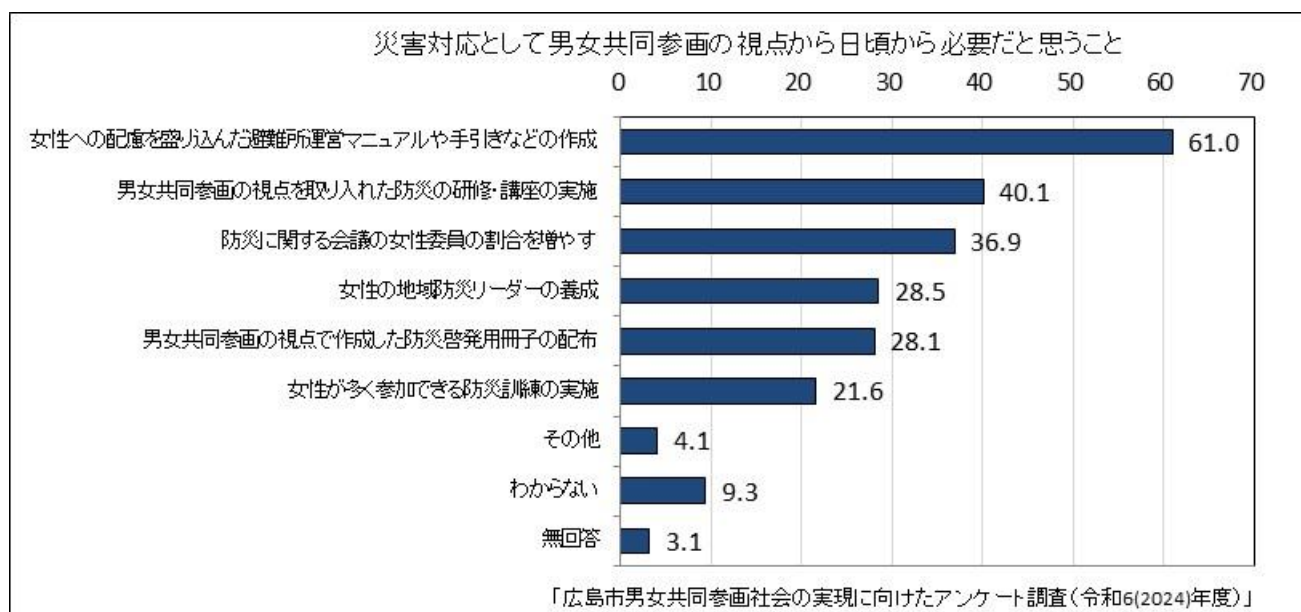
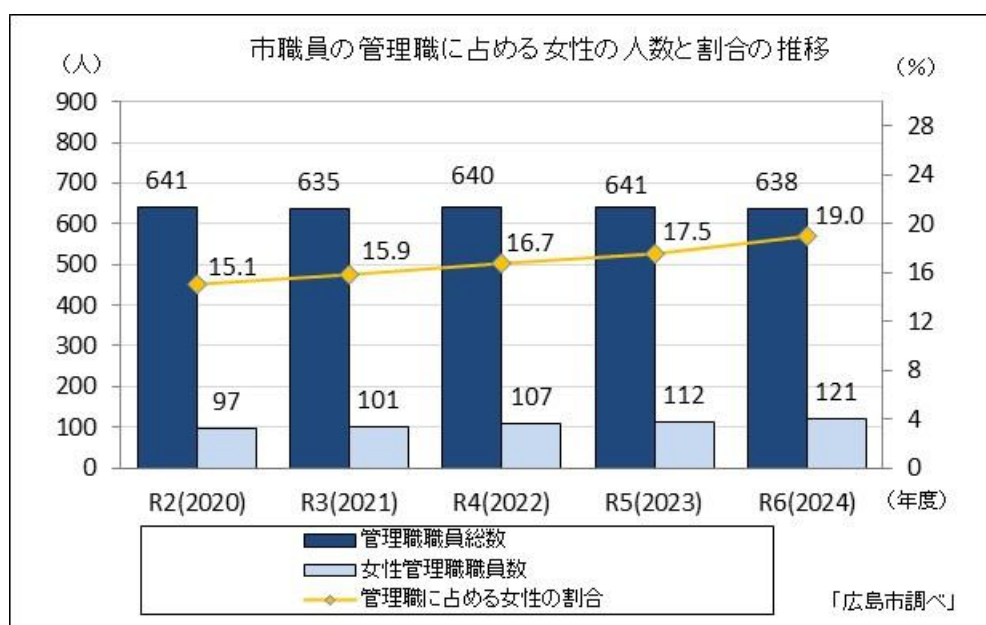
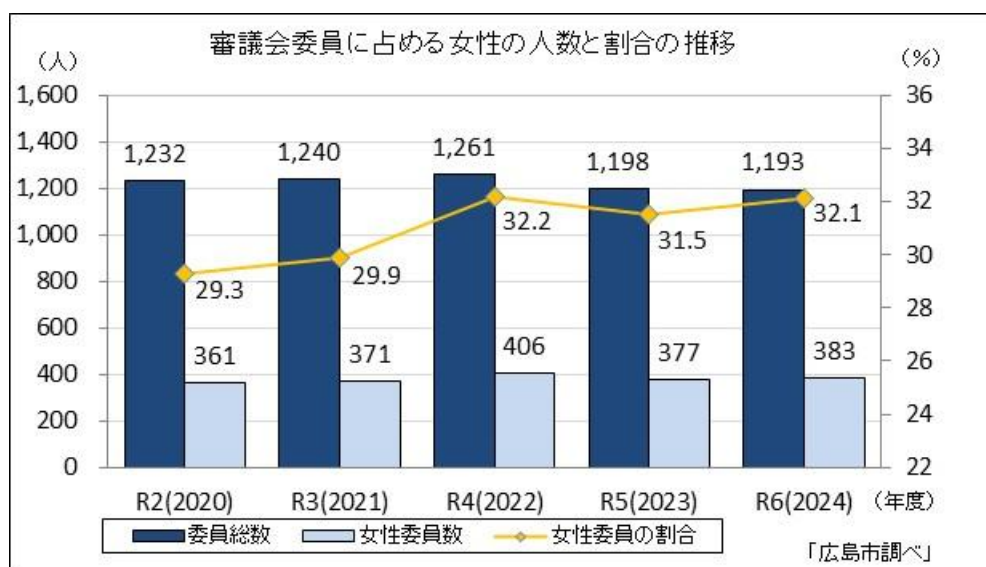
また、近年、全国各地で豪雨や大地震などの大規模災害が頻発しており、本市においても、平成26年（2014年）8月及び平成30年（2018年）7月に甚大な豪雨災害に見舞われたほか、南海トラフ巨大地震などによる大規模な災害の発生が懸念されています。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、災害対応における男女共同参画の視点から必要な取組として、「女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルや手引きの作成」や「男女共同参画の視点を取り入れた防災研修・講座の実施」と回答した人が多く、平常時からの男女共同参画の視点に立った備えの重要性が示されています。こうした状況を踏まえ、平常時から女性の視点を生かした防災活動への参画を促進するとともに、災害発生時には避難所運営における意思決定過程への女性の参画を促進するなど、防災・復興分野における女性の参画拡大に重点的に取り組みます。

施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プランの次期計画で定める数値
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

関連するSDGs





基本施策 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会委員等への女性の選任の推進

女性委員の選任状況に応じて審議会ごとに段階的な目標数値を設定します。また、充て職（特定の職にあることを理由とした選任）や定数の必然性を検討した上での見直し、審議会の設置目的等に応じた公募による委員選任や審議会委員の推薦を依頼する団体等に対し、女性委員の推薦の働き掛けを行うなど、多様な手法を活用しながら、女性委員の選任を計画的かつ積極的に推進します。

また、行政委員会の委員や人権擁護委員などについても、女性委員が選任され、女性の意見が適切に反映されるよう、女性の参画を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
審議会委員選任の際の事前協議 【男女共同参画課】	審議会委員の女性委員の割合が40%を下回る場合は、審議会委員の選任に当たり、審議会所管課から男女共同参画課へ事前協議を行う。

(2) 市の女性職員の職域拡大、育成及び登用の推進

「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、女性職員の職域拡大、幅広い職務経験の付与や研修の充実による女性職員の能力向上を図るとともに、先輩女性職員との交流の機会等を通じて、女性職員自身の意識改革も促進します。また、幹部職員等への登用を見据え、個々の女性職員の能力や適性に応じた計画的な育成を進めていきます。

さらに、校長や教頭といった学校管理職の校務負担の軽減を図るとともに、研修の充実を通じて女性教員の育成を進めます。あわせて、女性自身の管理職を目指す意欲を醸成し、校長や教頭への女性の登用を計画的かつ積極的に推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
市の女性職員のライン職への配置や職域の拡大 【人事課】	女性職員が管理職に必要な知識や能力を修得できるよう、幅広い職域やライン職への配置拡大を図る。
市の女性職員の本庁の企画・管理部門への積極的配置 【人事課】	女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう本庁の企画・管理部門への積極的配置を図る。
ロールモデルとなる女性職員との交流会 【人事課】	女性職員（課長補佐級）を対象として、ロールモデルとなる先輩女性職員との交流の場を設け、モデル職員による自身のキャリアパス、経験談等の紹介や将来のキャリア等についての相談を行う。
市の女性職員の国、自治大学校等への派遣研修の実施 【人事課、研修センター】	女性職員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国、自治大学校等への派遣研修を行う。
ダイバーシティに関する職員研修の実施 【研修センター】	性別による固定化された役割分担意識の改革のみならず、多様性の受容に向けて、階層別研修において、ダイバーシティに関する内容の研修を行う。
市の女性職員のキャリア形成支援に関する研修の実施 【研修センター】	女性職員が自らの能力や適性について見つめ直し、将来のキャリアをデザインする研修を行い、自律的なキャリア形成の支援及びキャリアに対する意識の向上を図る。

学校における女性が働きやすい職場環境づくりに向けた子育て支援プラン説明会の実施 【教職員課】	女性教員が働きやすい職場環境づくりのための子育て支援プラン説明会を実施する。
市の女性教員の国等への派遣研修の実施 【教職員課】	女性教員が若いうちから幅広い職務経験を積み、その見識を広めることができるよう国等への派遣研修を行う。

基本施策２ 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

(1) 市の関係団体などにおける女性登用の促進

市が出資する団体などの関係団体において、方針の立案や意思決定の場に女性がより多く参画するよう、女性の参画の促進に関する情報提供などを行うほか、市が補助金を交付する各種団体に対しては、男女共同参画の推進を図るため、役員への女性登用に向けた働き掛けを行うなど、積極的な取組を促します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
補助金交付団体に対する女性登用推進に向けた働き掛け 【男女共同参画課】	市が補助金を交付する団体に対し、積極的に女性登用を推進することについて直接的な啓発等による働き掛けを行う。

(2) 女性の地域活動への参画の支援

町内会などの地域活動においては、「団体の会長には男性が就き、女性は補助的役職に就く」といった根強く残る男女の固定的役割分担意識の解消を図るため、学習機会の提供や男女共同参画に関する理解を促進するための啓発等により地域活動における方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。また、女性団体等に対して、活動場所や内容に関する情報提供や助言などを行い、主体的な活動を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センターにおける女性の活躍推進を図るための講座の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の活躍推進を図るための講座を開催する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
広島市女性団体連絡会議補助 【男女共同参画課】	広島市女性団体連絡会議の取組を支援し、その活動が一層活性化するように、補助を行う。

基本施策３ 防災・復興における女性の参画の拡大

(1) 男女共同参画の視点からの防災活動への参画

広島市防災会議への女性の積極的な登用をはじめ、地域の自主防災組織への女性の参画促進や、女性消防団員の育成・支援などを通じて、地域防災の方針決定過程に男女共同参画の視点を反映させる取組を推進します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災に関するセミナーや研修会などの実施を通じて、性別等に配慮した防災活動の啓発に取り組むほか、女性等に配慮した備蓄救援物資を選定し、必要かつ十分な物資の備蓄を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
女性地域防災リーダーの養成 【災害予防課】	女性地域防災リーダーの養成を促進する。
女性消防団員の育成・支援 【消防団室】	各種研修や訓練への積極的な参加を促し、女性消防団員の育成・支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける男女共同参画の視点を取り入れた防災講座の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を開催する。
女性等の視点に立った備蓄救援物資の確保 【災害予防課】	女性等に配慮した備蓄救援物資の品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄する。

(2) 男女共同参画の視点からの災害対応の推進

災害時の支援においては、性別等によって異なるニーズに十分配慮することが求められます。「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に基づき、避難所運営において、女性の参画を促進することで、女性の意見やニーズをくみ上げ、対応します。具体的には、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の配布は女性が担当するなど、女性の視点を踏まえた災害対応を行うことにより、災害時の困難の軽減を図り、支援の質を高めます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 【災害予防課、人権啓発課、男女共同参画課】	避難所を開設した際、男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。

基本方針 2

働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

【基本的な考え方】

少子高齢化により労働人口が減少する現在において、性別に関係なく働きたい人が納得した上で、その個性と能力を十分に発揮できる環境の整備や、仕事と育児、介護、地域活動などの生活環境を調和させ、生きがいを感じるようにすることは、将来にわたり活力ある経済や社会を維持し、成長させるためにも大変重要なことです。また、働く場において男女共同参画に係る取組を推進することは、男性も含めた全ての人の就業環境を改善し、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現につながるものです。

こうした中、女性の就労状況については、結婚・出産期に労働力率が一時的に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」は、全国的に解消に向かいつつあります。しかし、その雇用形態を見ると、正規雇用で働く女性の割合は20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」を描いており、正規雇用の女性が出産・育児などの理由から退職した後に、非正規雇用を選ばざるを得ないケースが依然として多いことがうかがえます。こうした背景としては、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っていると考えられることから、こうした意識の解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

また、女性も男性も働くことを希望する全ての人が、育児、介護を始めとしたライフイベントに際し、仕事との両立のしづらさを感じることなく働き続けるためには、働き方改革を推進して、長時間労働を抑制するとともに、ライフステージや個別の事情に応じた多様で柔軟な働き方が実現できるように、その実現に向けては、事業者による男女共同参画の取組を促進していくことが重要です。

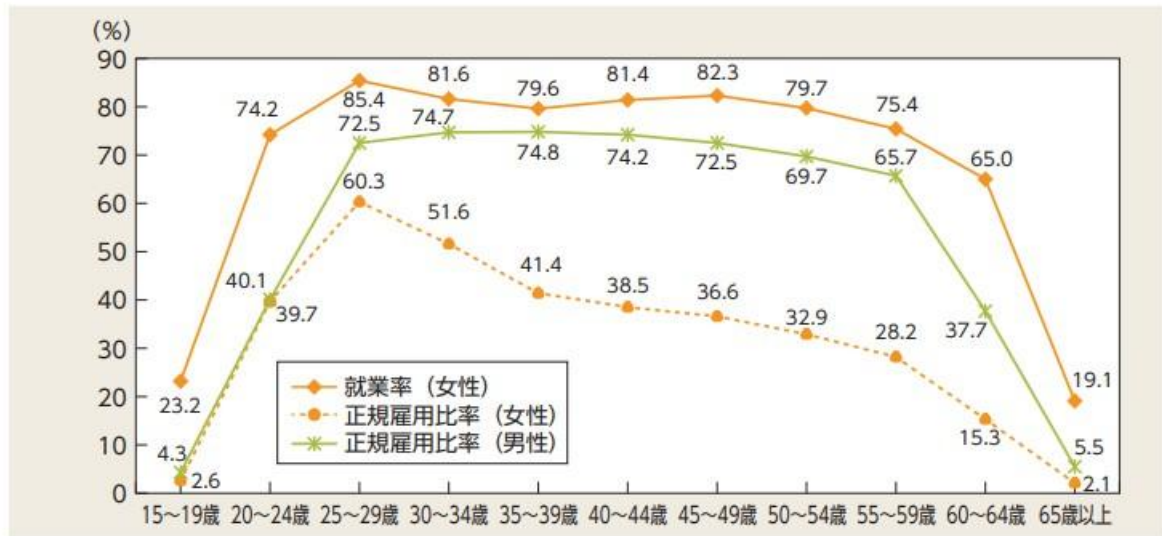
施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
民間企業（従業員数が101人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	11.5%	国計画で定める目標値
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす （広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数）	77 社	95 社
市内の「えるぼし」認定企業数を増やす	21 社	50 社
企業における男女間賃金格差の解消を図る （広島県内の企業における所定内給与額の男女間格差）	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	51.4% (R5 年度)	国計画で定める目標値
市内の「くるみん」認定企業数を増やす	43 社	86 社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会	市長事務部局等：68.6% その他局：41.4%	市長事務部局等：85.0%以上 その他局：50.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47 人	0 人

関連するSDGs

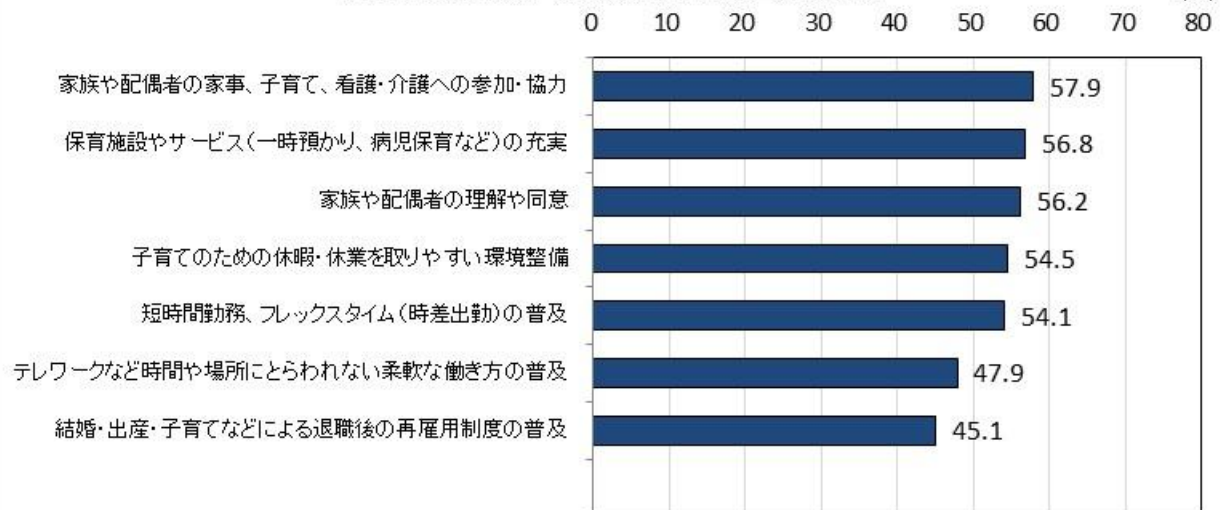


女性の就業率と正規雇用比率(令和6年(2024年))



内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

女性の就労継続、再就職に必要なこと(上位項目)



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 働く場における男女共同参画の推進

(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の活躍に向けた取組の促進

働く場における男女の均等な機会及び待遇を確保し、女性の活躍に向けた取組を推進するため、男女雇用機会均等法の遵守の周知・啓発を図るとともに、女性活躍推進に関する数値目標の設定と目標達成に向けた取組、女性の活躍状況に関する情報公表や女性管理職比率の公表など、事業者における女性活躍推進法に基づく取組の支援などに取り組みます。

また、女性活躍推進に取り組む事業者の表彰及び特色ある事例の広報、入札制度における優遇措置などインセンティブの付与、将来的に本市で活躍する女性の人材育成を図るほか、働く女性のライフステージごとの課題に起因する望まない離職を防ぎ、さらに、働く女性が健やかで充実した毎日を送ることができるよう、休暇制度の充実や女性の健康に関する知識の向上など社会的な関心を喚起します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
働く女性のための就労環境整備の推進 【男女共同参画課】	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍推進に関する研修会やセミナー等を実施する。
働く女性・若者のための就労環境整備の推進 【雇用推進課】	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行う。
事業所向け男女共同参画支援講座の開催 【男女共同参画課】	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
指定管理者候補選定時の加点 【行政経営課】	指定管理者候補の選定の際の加点（指定管理者制度）
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） 【中小企業支援課】	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。
女性の健康を支えるための取組の促進 【男女共同参画課、健康推進課】	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。また、フェムテックやフェムケアに関するイベントを支援する。

(2) 働く場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

事業者や労働者に対し、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）に関する法令や制度、相談窓口等について周知・啓発を行い、ハラスメントの防止に向けた事業者の取組等を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所向け男女共同参画支援講座の開催 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
介護現場におけるハラスメント対策の周知・啓発 【介護保険課】	介護サービス事業者に対して、介護現場におけるハラスメント対策マニュアルや研修の手引き、事例集等の周知・啓発を行う。

基本施策２ 女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

(1) 女性の参画が少ない分野への女性の参画促進

理工系分野における男女の進学や就労割合は大きな隔たりがあり、その要因としては先行事例の少なさ、女性が働きにくい職場環境、また「女子は数学が得意ではない」等の先入観が挙げられます。

理工系分野を希望する女子高生等が主体的に進路を選択できるよう、「理工系＝男性」といった性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に取り組み、本人だけでなく保護者や教員等の理解促進を図ることで、女子学生・生徒の理工系分野への人材育成を促進します。

また、建設業、製造業や運輸業など、女性の参画が少ない分野において、女性の参画を促進するために、意識と就労環境を改善するために周知・啓発を図ります。

さらに、農家での「家族経営協定」の締結など、自営業における女性の労働に対して、正当な対価が支払われるよう評価の向上を図るとともに、就労環境の整備を進めます。また、自営業者及び家族従業員である女性に対して、男女共同参画についての啓発や情報提供を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進 【男女共同参画課】	大学・学校等と連携して、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進するための啓発を行う。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】 ※再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】 ※再掲	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市農業経営改善支援センター事業（「家族経営協定」の普及・啓発） 【農政課】	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就労環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めることを支援する。
「まかせんさい」広島市女性農業士の活動支援 【農政課】	広島市が認定した女性農業士の活動支援を行う。

基本施策３ 多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

(1) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

就職や再就職を希望する女性等に対し、就職相談窓口において、求職者の特性に合った就業マッチングや就業に向けた個別相談を行います。

また、育児や介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性に対し、女性デジタル人材の育成を図るためのセミナーを実施するなど、多様な雇用・就業形態のニーズに対応した就業支援を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
若者、女性等に対する就労支援事業 【雇用推進課】	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けて、基礎的なＩＴ活用知識を習得するセミナーや伴走型支援を実施する。
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の就労支援に関する相談や講座を開催する。
「女性デジタル人材育成」をテーマにしたセミナー等の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、育児・介護等により就労に時間的・場所的制約がある女性や休職中の女性などを対象に、女性デジタル人材の育成につながるセミナーを実施する。

(2) 経営の主体となる女性の育成・支援

女性の起業促進に向けて、起業についての知識・ノウハウの提供や、事業の立ち上げに必要な支援を行います。

また、女性管理職の多様な交流の場をつくり、異業種間の関係づくりや管理職同士のネットワークづくりを推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
創業者向け研修会・セミナーの開催 【企業誘致・創業推進課】	研修会やセミナーを開催することにより、創業するために必要な知識や手続、経営に役立つ知識や支援制度の活用方法などの情報提供を行うとともに、創業予定者が経営手法等を習得できるよう支援し、その後の円滑な創業や事業運営につなげていく。
創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 【企業誘致・創業推進課】	広島市内で創業を考えている創業意欲のある方及び市内の中小企業者（創業後３年未満）を募集し、優秀な事業計画に対して、経営、資金の両面から総合的な支援を行う。また、それに先立ち、有望な事業構想を優秀な事業計画へと具現化するため、事業計画作成支援を実施する。
広島市中小企業融資制度（創業支援融資、創業チャレンジ・ベンチャー資金） 【中小企業支援課】	新たに事業を営もうとするもの及び新たに会社を設立して新たに事業を営もうとする中小企業者に対して必要な事業資金を供給することにより、その創業を促進する。
女性のための創業相談 【企業誘致・創業推進課】	広島市中小企業支援センターにおいて、女性のための創業相談窓口を設置し、コーディネーターによる創業に向けた支援を行う。
女性管理職のネットワークの構築 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性管理職の交流の場を設け、マネジメントについて学ぶとともに、ネットワークづくりを行う。

基本施策 4 職業生活と家庭生活等の両立に向けた職場環境の整備

(1) 育児・介護休業制度等の定着と柔軟で多様な働き方の促進

男女が共に育児や介護等をしながら働き続けることができるよう、事業者に対して、長時間労働の是正や柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立支援など、男女ともに働きやすい職場づくりを事業者へ働き掛けます。

また、労働者に対しても、育児・介護休業制度等の利用促進に向けた広報・啓発活動を展開し、制度の理解と活用を促します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
働く女性のための就労環境整備の推進 【男女共同参画課】 ※再掲	女性が働きやすい就労環境の整備を推進するため、中小企業に対して、女性活躍推進に関する研修会やセミナー等を実施する。
働く女性・若者のための就労環境整備の推進 【雇用推進課】 ※再掲	女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、仕事と家庭の両立や職場定着・就業継続等に取り組む中小企業に対し、優良企業の認定制度の運用を行う。
男女共同参画推進事業者の顕彰 【男女共同参画課】 ※再掲	女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立支援などに積極的に取り組んでいる市内に本社・本店を置く事業者を表彰し、市の広報紙等を通じてその取組内容を広く紹介することで、他の事業者の意識啓発を図る。
指定管理者候補選定時の加点 【行政経営課】 ※再掲	指定管理者候補の選定の際の加点（指定管理者制度）
物品・役務、公共工事における入札優遇制度 【物品契約課、工事契約課、技術管理課】 ※再掲	入札制度における加点（物品・委託業務総合評価制度、建設工事総合評価制度）
広島市中小企業融資制度（男女共同参画・子育て支援資金） 【中小企業支援課】 ※再掲	次世代育成法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営など子育て支援を推進するための取組を行う事業者や、男女共同参画推進事業所顕彰事業等の表彰事業者などに対し、運転資金・設備資金の融資を行う。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
子育てサポートサイト「ひろまる」の運営【こども青少年支援部】	広島市あんしん子育てサポートサイト「ひろまる」において、子育て等に関する様々な制度や相談窓口などに関する情報を掲載する。

(2) 市役所における職業生活と家庭生活等の両立の推進

市職員が育児・介護、地域活動などの家庭生活等にも積極的に関わり、仕事以外の時間も充実させることで、職業生活と家庭生活等の両立を図る取組を進めています。特に男性職員の育児休業制度の利用促進に向けては、「広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プラン」に基づき、制度の周知や、所属長による対象職員への直接的な働き掛け、働き方改革による職場環境の整備などの取組を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
育児休業復帰前講座の実施 【人事課】	職員の育児休業から円滑な復帰及び復帰後の能力発揮に資するよう、育児休業から復帰する職員を対象とした復帰前講座（内容：先輩復帰者講話、直近の市政のトピックス、事務手続の変更等の講義）を実施する。
テレワーク利用の促進 【人事課】	柔軟な働き方を可能にし、育児・介護と仕事の両立を支援するため、テレワークの利用を促進する。
管理職によるワクワク職場宣言の実施 【人事課】	女性職員の活躍や全職員のワーク・ライフ・バランスを実現できる職場を目指し、管理職がその取組を宣言する「ワクワク職場宣言」を行う。
ワーク・ライフ・バランスに資する取組に対する表彰の実施 【人事課】	ワーク・ライフ・バランスに資する取組を積極的に実施した所属・職員に対する表彰を実施し、その取組を周知する。
職員の子育て支援ハンドブックの作成・配布 【給与課】	職員の子育て支援ハンドブックを作成・配布し、各種支援制度の内容やその利用方法等を周知する。
育児支援制度利用プランの作成・提出の徹底 【給与課】	育児支援制度利用プランの作成・提出を徹底し、各種休暇等の利用計画を検討させる。
ワーク・ライフ・バランスに関する職員研修の実施 【研修センター】	職員の意欲を高め能力を十分に発揮できる良好な職場環境づくりを推進するため、ワーク・ライフ・バランスに関する内容の研修を行う。

基本施策 5 男性にとっての男女共同参画の推進

(1) 男性への意識啓発等の推進

「男性は仕事、女性は家庭」といった根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するための学習機会や情報提供の充実を図ります。また、男性であることで感じる社会的重圧や悩み等について、安心して打ち明けることができるよう、相談支援に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所向け男女共同参画支援講座の開催 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成 【男女共同参画課】	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。

(2) 男性の家庭生活・地域活動への参画を促す取組の推進

男性が家事、育児、介護などの家庭生活や地域活動に参画することを促進するための学習機会や情報を提供します。また、男性が家事や育児、介護等に前向きに参画できるよう、家族、地域、職場等の周囲の理解を深めるための広報・啓発に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
子育てハンドブックの作成 【こども青少年支援部】	子育て中の保護者の不安の解消と負担感の軽減を図るため、本市の子育て支援制度や相談支援機関等に関する情報を網羅した冊子を作成し、配布する。
男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。
事業所向け男女共同参画支援講座の開催【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
家族介護教室の開催 【高齢福祉課】	高齢者を介護している家族等が、介護の方法や介護者の健康づくり等の知識と技術を得ることにより、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、介護家族等のリフレッシュ事業を併せて行う。
パパとママの育児教室の開催 【こども青少年支援部】	第一子又は初めて多胎児妊娠中の夫婦を対象に、助産師による育児アドバイスやおむつ交換の模擬体験など育児に関する教室を開催する。

基本施策 6 子育てや介護等の支援の充実

(1) 保育サービス等の充実

育児に関する不安や負担感を解消し、男女が共に仕事と育児を両立させることができるよう、保育園等入園待機児童ゼロの継続のほか、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供やこどもの放課後の居場所の確保等、きめ細かな子育て支援策を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
民間保育園整備補助 （待機児童対策分） 【幼保給付課】	地域の保育需要に応じて、民間保育園等の新設・分園・増築整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業所の新設などの保育園等の整備に対する補助を行う。
延長保育 【幼保企画課、幼保給付課】	保護者の勤務時間や通勤時間を考慮して、通常（昼間）保育の後、1時間又は2時間の保育を行う。
休日保育 【幼保企画課、幼保給付課】	保護者が勤務しているなどの理由により、休日においても保育が必要な乳幼児の保育を実施する。
一時預かり（預かり保育） 【幼保企画課、幼児給付課】	保護者の労働・傷病等のやむを得ない理由及び保護者の子育てに伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的な理由などにより一時的に保育が必要になった乳幼児の保育を行う。また、幼稚園に入園している幼児を対象に、通常の教育時間の前後や夏休み等の長期休暇期間に保育を行う。
病児・病後児保育 【幼児給付課】	保育園等に通園している乳幼児等が病気の回復期等で集団保育が困難な期間、医療施設等に付設された保育室において一時的に預かる。
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） 【幼保企画課、幼保給付課】	本市に住所を有する0歳6か月から満3歳未満のこどものうち、保育園等に通っていない者を対象に、幼稚園や保育園等において毎月一定時間数の範囲内で受入れを行う。
ファミリー・サポート・センター事業 【こども青少年支援部】	保護者の仕事や急用等の際のこどもの一時預かりや送迎など、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との間の調整を行うことにより、地域における子育てに関する相互援助活動を促進する。
民間放課後児童クラブ運営費等補助 【放課後対策課】	学校施設の活用等による放課後児童クラブの増設が困難な地区において、民間事業者に対する補助を行う。
きんさい！みんなの保育園事業 （はじめての子育て応援事業） 【幼保企画課、幼保給付課】	初妊婦とその配偶者が安心して出産、子育てができるように地域の身近な保育園等において妊娠期からの継続的な子育て支援を行う。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。
地域子育て相談機関の設置 【こども青少年支援部】	子育て家庭等の生活状況の把握や不安感・孤立感の解消等の機会を増やすため、地域の身近な場所である公募型の常設オープンスペースなどにおいて、相談に応じるとともに必要な支援情報の提供や助言などを行う。また、困難を抱えている子育て家庭等を把握した場合は、各区のこども家庭センターと連携し、必要な支援につなげていく。
放課後等デイサービス 【障害自立支援課】	就学している障害のあるこどもに対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
特別支援学校放課後対策・いきいき活動事業 【障害自立支援課】	障害児を持つ親の就労支援や、家族の一時的な休息などを目的として、放課後や長期休暇中に、特別支援学校内で児童生徒を預かり、安全な活動の場と有意義な時間を提供する。

(2) 介護サービス等の充実

介護を要する高齢者とその家族を社会全体で支えるため、地域包括支援センター等における適切な相談支援の下、それぞれの状況や希望に応じた介護サービス等の提供を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
地域包括支援センター運営事業 【地域包括ケア推進課】	専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。
居宅介護（介護予防）サービス等の給付 【介護保険課】	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。

基本方針 3

安心して暮らせる社会の実現

【基本的な考え方】

令和6年（2024年）4月に施行された「困難女性支援法」では、性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性が、それぞれ自らの意思を尊重されながら、抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じて最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制の整備が求められています。

こうした法律の基本理念を踏まえ、本市では、民間団体や様々な関係機関との緊密な連携を図りながら、包括的かつ切れ目のない支援の実施に取り組むとともに、配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の女性相談員を始めとした困難な問題を抱える女性を支援するための人材を育成します。

さらに、ひとり親家庭や高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティであること等を理由として様々な困難を抱える人々が、安心して暮らすことができるための環境を整備し、正しい理解を広めることにより多様性を尊重する社会の形成に取り組みます。

また、男女が互いの身体の特長や健康課題に対して十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手への尊厳をもって生きることは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。特に女性の心身の状態は、年代や月経・妊娠・閉経等に伴う内分泌環境の変化によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要となります。

これらの観点から、男女ともに自分自身の健康管理及び互いの身体の特長や健康課題に対する理解を促進するため、それぞれの特性に応じた健康の保持増進対策を推進します。

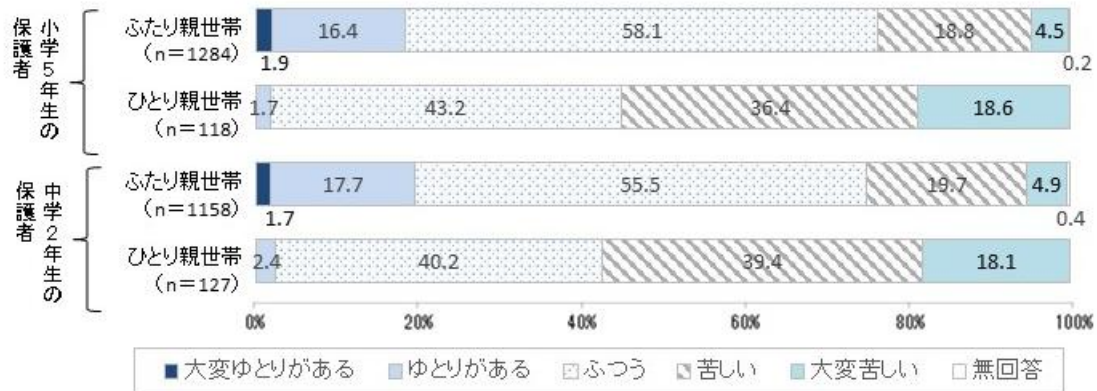
施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす (DVセンターで受けた相談のうち、出張相談や関係機関（関係部署）へ同行支援した件数 (年間))	77 件	150 件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす (母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援窓口及びSNS等を活用したオンライン就業支援事業において職業紹介を受けた者並びに高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の受給者のうち、就業した者の割合)	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん : 43.0% 乳がん : 45.4% (R4 年度)	子宮頸がん : 60.0% 乳がん : 60.0%
20～70 歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%

関連するSDGs

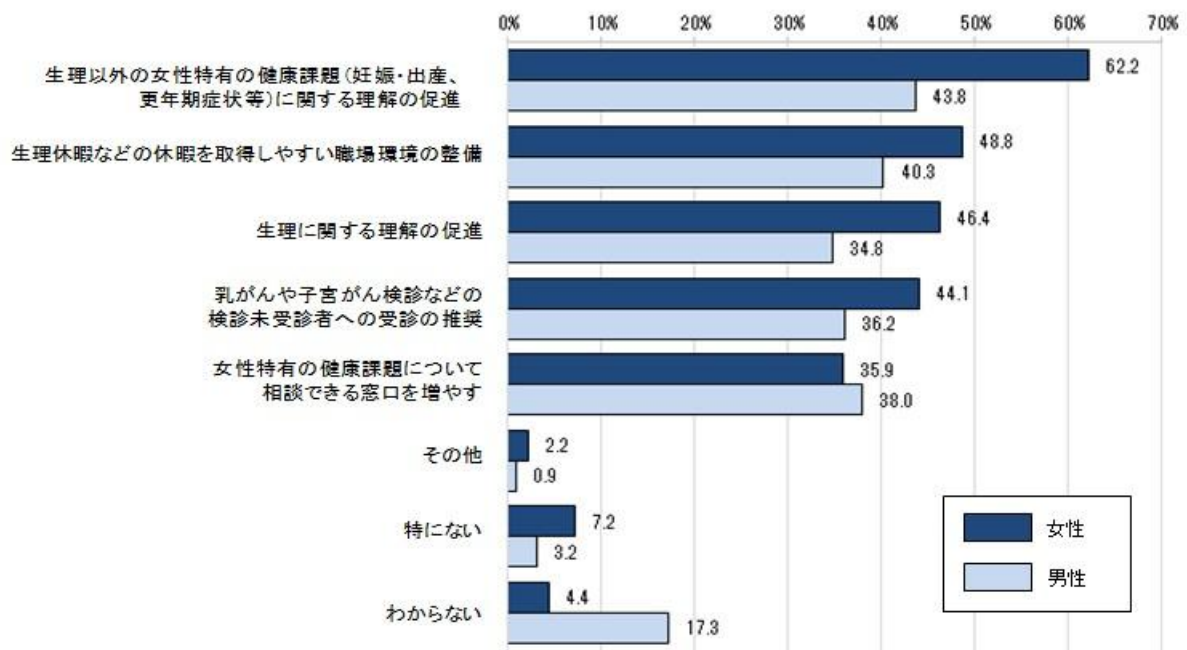


現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。



「広島市子どもの生活に関する実態調査(令和5(2023)年度)」

女性特有の健康課題に対してどのような取組が必要だと思いますか。



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

(1) 困難な問題を抱える女性への支援の充実

女性とは、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や男女間賃金格差などに伴う経済的困窮など、様々な困難な問題に直面することが多い状況にあります。「困難女性支援法」の主旨を踏まえ、複合的な困難な問題を抱える女性を支援するため、女性を対象とした各種相談の実施や、相談を受ける職員の資質向上を図るための研修の実施、支援調整会議への参加や、要保護児童対策地域協議会、広島市安全なまちづくり推進協議会等の開催・運営による関係機関等との連携強化を図るとともに、民間団体との協働した支援に取り組みます。また、同じ悩みを抱える仲間が集まって定期的に継続したミーティングを行うなど自主的に支えあう自助グループの活動を支援します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
女性相談員による相談の実施 【男女共同参画課】	DVセンターの女性相談員が、困難な問題を抱える女性からの相談に応じ、必要とする支援内容や支援制度を情報提供するとともに、関係部署への同行などの伴走支援を行う。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
女性相談員研修会の実施 【男女共同参画課】	相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、DV被害者に対する支援の充実につなげる。
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施 【男女共同参画課】	窓口業務に携わる職員等を対象としたDV被害者への適切な対応や二次被害防止等のための研修を実施する。
支援調整会議への参加 【男女共同参画課】	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関による情報交換、協議を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営 【児童相談所】	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。
広島市安全なまちづくり推進協議会の開催 【市民安全推進課】	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。
重層的支援体制整備事業 【地域共生社会推進課】	地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、包括的な相談支援、参加支援、地域づくりの三つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進する。
生活困窮者自立相談支援事業 【保護自立支援課】	生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。
就労支援窓口における就労支援 【雇用推進課】	全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施している。
「自助グループ」による居場所づくり支援 【男女共同参画課、広島市男女共同参画推進センター】	困難を抱えた女性等が、体験を分かち合いながら問題解決に向けて自主的に支えあう「自助グループ」の活動を支援する。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の親等は、生活の様々な場面で制約があり、とりわけ多くの母子家庭の母親においては、不安定な就業環境に置かれているなど、経済的にも厳しい状況にあります。このため、ひとり親家庭の親等が子育てや家事と仕事を両立しつつ、自立した生活が送れるよう、就業や子育て・生活、経済的な支援等に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
ひとり親家庭等の相談支援事業 【こども青少年支援部】	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】 ※再掲	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。
ひとり親家庭等就業支援事業 【こども青少年支援部】	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。
自立支援教育訓練給付金事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。
高等職業訓練促進給付金等事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども青少年支援部】	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。
ひとり親家庭等地域生活支援事業 【こども青少年支援部】	離婚前後において困難を抱える母子等を対象に、一定期間、母子生活支援施設を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、家庭・生活環境を整えるための支援を行う。
児童扶養手当の支給 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭等のこどもの福祉の増進を図るため、18歳までの国内に住む児童を養育している者等に対し、児童扶養手当の支給を行う。
ひとり親家庭等に対する生活応援情報提供事業 【こども青少年支援部】	ひとり親家庭等に対し、民間企業や地域団体が実施する文化、スポーツ等の体験活動への招待や食品提供等の情報をSNSを活用してブッシュ配信する。
生活困窮者自立相談支援事業 【保護自立支援課】 ※再掲	生活保護に至る前の段階で、様々な課題を抱える生活困窮者の相談に包括的に応じ、各種事業の利用や関係機関との調整等により、自立に向けた継続的な支援を行う。
若者、女性等に対する就労支援事業 【雇用推進課】 ※再掲	若者、女性、就職氷河期世代等を対象とした就職相談窓口において、就職や転職に向けた伴走型支援を実施する。
就労支援窓口における就労支援 【雇用推進課】 ※再掲	全区に就労支援窓口を設置し、生活保護受給者等の就労支援をハローワークとの一体的支援により実施している。

(3) 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な相談支援体制の下、それぞれの状況や希望に応じた介護、福祉サービス等による支援を行います。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
地域包括支援センター運営事業 【地域包括ケア推進課】 ※再掲	専門の職員（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）が、介護予防の支援をはじめ、高齢者の保健・医療・福祉などに関する様々な相談に応じる。
居宅介護（介護予防）サービス等の給付【介護保険課】 ※再掲	要介護・要支援の認定を受けた介護保険被保険者に対し、保険給付を行う。
自立支援給付 【障害自立支援課】	障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、介護給付や訓練等給付などを行う。
地域生活支援事業 【障害自立支援課】	障害者総合支援法に基づき、障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を行う。

(4) 外国人市民への支援の充実

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、日本語教育の充実を図ります。また、互いの文化や生活の理解が進むよう多文化共生意識の醸成にも取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
外国人市民向け生活情報提供事業 【国際化推進課】	本市に転入する外国人向けに、日常生活に必要な行政サービスや生活関連情報をまとめた「外国人市民のための生活ガイドブック」を多言語で作成し、ホームページに掲載するとともに、リーフレット版を各区役所、公民館などで配布する。
外国人市民の総合相談窓口の運営 【国際化推進課】	日本語の理解が十分でない外国人市民のために多言語（中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、フィリピン語）で対応できる相談窓口を安芸郡4町（府中町、海田町、熊野町、坂町）と共同運営し、窓口や電話での生活支援相談、生活関連情報の提供等を行う。
外国人市民の日本語能力向上支援 【国際化推進課】	外国人市民が生活に必要な日本語能力を身に付けることができるよう、日本語教育コーディネーターの配置や日本語講座、文化や習慣等の理解のための講座の開催などを行うとともに、外国人を雇用する企業等からの日本語教育等に関する相談に対応する。
国際フェスタの開催 【国際化推進課】	広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。
留学生会館まつりの開催 【国際化推進課】	広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生の交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。

(5) 多様な性のあり方への理解の促進と環境の整備

多様な性のあり方に関する社会的理解を深めることは、誰もが尊重され、安心して暮らせる社会を実現するために不可欠です。令和5年（2023年）6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」では、性的指向及びジェンダーアイデンティティは性的マイノリティの方々に限らず全ての国民が有するものであることを前提に、全ての国民がお互いの性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会、言い換えれば性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様な在り方を互いに自然に受け入れられるような共生社会の実現に資することを目的としています。性的マイノリティであることによって日常生活の中で困難や悩み、生きづらさを感じている方々が、安心して自分らしく暮らせるよう、国や自治体、教育機関などと連携して啓発等に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
人権啓発事業 【人権啓発課】	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベントの開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。
パートナーシップ宣誓制度 【人権啓発課】	パートナーシップ宣誓制度を実施することにより、性的マイノリティに関する社会的理解の促進と性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会の実現をより一層推し進める。
男女共同参画の視点等を取り入れた指定避難所運営のための支援 【災害予防課、人権啓発課、男女共同参画課】 ※再掲	避難所を開設した際、男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた避難所運営を確保するため、必要な指導・支援に努める。
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】	子ども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。

基本施策２ 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

(1) 妊娠・出産期の健康の保持増進のための支援

母子健康手帳交付などの機会を通じて、男女共同参画に関する啓発を行うとともに、妊産婦が安心して出産・産後期を迎えられるよう、健康管理に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
妊娠・出産包括支援事業 【こども青少年支援部】	各区のこども家庭センターに母子保健コーディネーターを配置し、助言や情報提供等を行うとともに、産後１年未満の産婦を対象に、本市が委託する訪問介護事業所等からヘルパーを派遣し、産婦の自宅で家事や育児等の支援を行う。
産後ケア事業 【こども青少年支援部】	産後１年未満（宿泊型は産後６か月まで）の産婦を対象に、自宅への助産師の派遣や、本市が委託する産科医療機関等での宿泊や通所により、母体・乳児のケアや育児に関する指導等を行う。

(2) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及は、更年期や高齢期を健やかに過ごすために重要です。そのため、食生活の改善、適度な運動、禁煙・節酒など、生活習慣の見直しを促す啓発活動を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
健康増進事業 【健康推進課】	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な保健指導及び助言を行い、生活習慣病の予防を図る。
骨粗しょう症検診の受診勧奨 【健康推進課】	骨粗しょう症検診の受診率を向上させるために、チラシ等の作成や世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。

(3) 性差医療の推進

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
がん検診の受診勧奨 【健康推進課】	がん検診に対する意識向上を図るため、広報紙、ホームページ、健康教室等において受診を呼びかける。また、特定の年齢に達した市民に対し、がん検診の無料クーポン券等を配布する。
骨粗しょう症検診の受診勧奨 【健康推進課】 ※再掲	骨粗しょう症検診の受診率を向上させるために、チラシ等の作成や世界骨粗しょう症デーに合わせてライトアップを行う。

基本施策３ 性と生殖に関する健康と権利の浸透

(1) 啓発の推進

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点を重視し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指すため、性や健康に関する教育の充実や学習機会の提供を行い、正しい知識を得て認識が深められるように取り組みます。

また、フェムテックを含む情報の提供等に取り組み、男女ともに一人一人が自分の健康を守り育てる意識の醸成を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
思春期保健教育 【健康教育課】	学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健学習の時間を通じて、発達段階に応じた学習を実施する。
男女共同参画推進センターにおける生理講座等の開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性のための「生理講座」などを開催し、女性の生理や更年期障害について基本的な知識を学ぶ講義を行う。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
女性の健康を支えるための取組の促進 【男女共同参画課、健康推進課】 ※再掲	女性特有の健康課題に対する理解を深めるための周知・啓発を行う。また、フェムテックやフェムケアに関するイベントを支援する。

基本方針 4

性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【基本的な考え方】

性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となることから、これらのジェンダーに基づく暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

近年では、こどもや若者に対する性犯罪・性暴力等の被害が深刻化しており、デジタル化の進展やSNSなどのコミュニケーションツールの広がりに伴い、リベンジポルノやデジタル性暴力、オンラインでのハラスメントなど、被害の形態は一層多様化しています。こうした、新たな形態の暴力に対しても、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

また、令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、過去5年間に配偶者や交際相手から暴力を受けた経験があると回答した人が全体の14%に上りました。被害者は女性のみならず、男性の被害者も少なくないことから、性別を問わずあらゆる暴力を容認しない姿勢を示していくことが重要になります。

性暴力・性犯罪を始めとするあらゆる暴力の根絶に向けては、特に若い世代からの理解の促進が重要であり、若年層にとっての身近なSNSなどのデジタルメディアを活用するなど、暴力の根絶に向けた啓発や正しい知識の普及に重点的に取り組んでいきます。また、被害者が一人で悩みを抱え込むことがなく、安心して身近な相談窓口相談できるよう、相談窓口の周知・徹底を図るとともに、関係機関の連携を強化して、被害者への支援に取り組んでいきます。

施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性：49.5% 男性：45.2%	女性：60.0% 男性：55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

関連するSDGs



あなたはこの5年間で配偶者や交際相手からの暴力(身体的暴力に加えて、大声で怒鳴る、無視する等の精神的暴力や生活費を渡さない等の経済的暴力も含む)を経験したことはありますか。

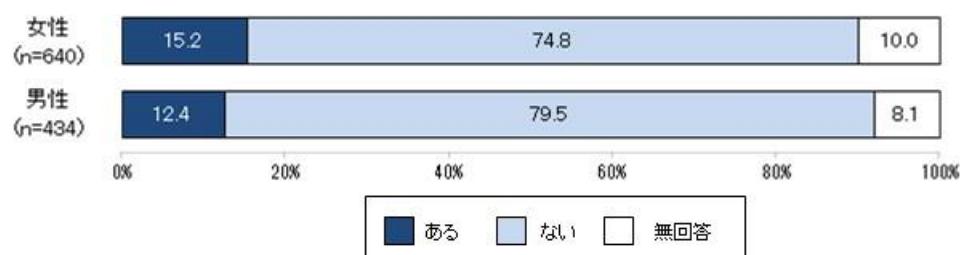


「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6年(2024)年度)」

(備考)

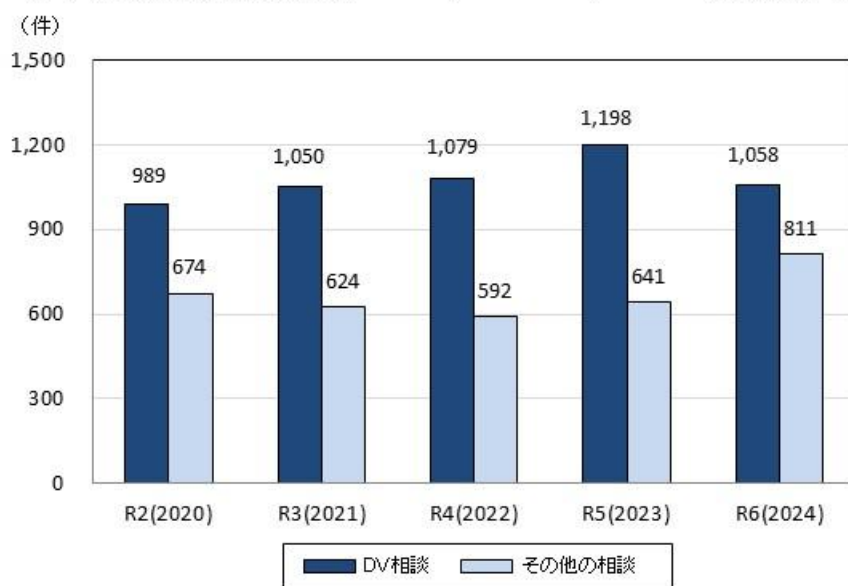
暴力行為のうち、「不機嫌になる・無視したことがある」の選択肢は、令和6年度調査で新規に追加

この5年間で配偶者や交際相手からの暴力を経験したことがあると回答した人の性別



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

広島市配偶者暴力相談支援センター(DVセンター)における相談件数の推移



「広島市調べ」

基本施策 1 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

(1) 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶に向けた対策の推進

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。また、同意のない性的な行為は、性暴力であり、年齢・性別にかかわらず起こりうる重大な人権侵害です。「性的同意」に関する理解を深めるための啓発に取り組むとともに、性犯罪・性暴力被害者のため、性被害ワンストップセンターひろしまを始めとした相談機関と連携して、相談支援を実施します。

さらに、犯罪による被害を受けた方や暴力による悩みを抱える方が安心して暮らすことができるよう、相談機関の周知を徹底するとともに、相談体制の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
デートDV防止対策 【男女共同参画課】	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
犯罪被害者等総合相談 【市民安全推進課】	犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関、団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。
広島市安全なまちづくり推進協議会の開催 【市民安全推進課】 ※再掲	犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに関する施策等について、学識経験者、各種団体の関係者などで審議を行う。
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】	女性相談員によるDV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

性犯罪・性暴力、リベンジポルノ、売買春、ストーカー行為など、あらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、啓発活動を積極的に推進します。あわせて、関係機関と連携し、被害の早期発見と被害者への切れ目のない支援体制を強化します。

暴力の予防と根絶のための基盤づくりとして、若年層に対して、SNS等を活用したデートDV防止のための予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図ります。また、インターネット上での性的な暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないために、ICTリテラシーやメディア・リテラシーの向上を目的とした取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 【男女共同参画課】	チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。また、運動期間中に合わせてパープルライトアップを行う。
デートDV防止対策 【男女共同参画課】 ※再掲	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。

中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成【男女共同参画課】	啓発用冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
「減らそう犯罪」推進事業 【市民安全推進課】	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。
犯罪被害等防止教室 【市民安全推進課】	中学校で開催する犯罪被害防止教室の中で、デジタル性犯罪の防止に向けた講義を行う。
こどもの安全対策推進事業 【健康教育課】	地域におけるこどもの見守り活動の促進等に取り組む。
安全教育推進事業 【健康教育課】	学校において、日常生活で起こる事件・事故や様々な自然災害に関する安全教育の推進を図る。

基本施策２ 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり決して許されるものでなく、それが社会的な問題であるという認識を徹底し、広く浸透させる必要があります。そのため、DVに関する正しい知識を広め、暴力を許さない社会的風土の醸成を図ります。

また、被害者の早期発見と早期対応を可能とするため、DVに関する通報や相談窓口を、民生委員・児童委員等を始め広く市民に周知するとともに、デートDVの防止や将来のDVの防止を図るには、若い世代に対する教育や啓発が有効であることから、SNSを活用した啓発を行うなど、若年層を中心とした周知・啓発に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	チラシをセットにした啓発用品を女性団体と連携して街頭で配布する。 また、運動期間中に合わせてパープルライトアップを行う。
DV防止啓発リーフレット等の作成 【男女共同参画課】	DVに対する認識の浸透、徹底を図るとともに、DV相談窓口を周知するため、DV防止啓発リーフレット及びDV被害者支援携帯用カード等を作成・配布する。
DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議（広島WENET）」主催によるDV防止対策等に関するセミナーを支援する。
DV防止啓発に係る広告掲載 【男女共同参画課】	DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を目的として商店街においてアーケード幕を掲出し、男女問わず様々な年代の市民に向けた啓発を図る。
デートDV防止対策 【男女共同参画課】 ※再掲	デートDVに対する正しい理解と予防啓発を目的とした内容のリーフレットを作成し、市内の高校、大学等に配布する。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成 【男女共同参画課】 ※再掲	啓発用冊子を市内の中学校に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。

(2) 被害者への相談支援の充実

DVセンターにおいて、性別や国籍・障害の有無等を問わず、DV被害者からの相談に応じるとともに、被害者の状況により必要に応じて弁護士による法律相談や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。

また、DV関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援の取組みを推進するため、広島市DV対策関係機関連絡会議を開催し、情報交換・情報共有や事例検討等を行います。

さらに、相談員の知識や技術の向上を図るため、定期的に研修を受講するとともに、相談員自身が二次受傷（被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること）などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

このほか、DV被害者からの相談を受ける機会が多い窓口業務に携わる職員や福祉関係職員等を対象に、DVの特性の理解や、相談窓口におけるDV被害者への適切な対応、二次的被害（相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと）の防止などを目的とした研修を実施します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
配偶者暴力相談支援センター（DVセンター）の運営 【男女共同参画課】 ※再掲	女性相談員によるDV被害者の安全確保・保護、支援情報の提供、自立生活促進のための支援などを行う。
ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議の開催 【男女共同参画課】	DV対策関係機関連絡会議を開催し、広島市域のDV対策関係機関による情報交換、協議等を行う。
女性相談員研修会の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	相談員に対し専門的知識を有するアドバイザーによる助言及びカウンセリングを行うことにより、DV被害者に対する支援の充実につなげる。
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施 【男女共同参画課】 ※再掲	窓口業務に携わる職員等を対象としたDV被害者への適切な対応や二次被害防止等のための研修を実施する。
DV専門法律相談事業 【男女共同参画課】	DVセンターにおいて、登録弁護士によるDVに関連する法律相談を実施する。

(3) 被害者の保護体制の充実

被害者の状況から一時保護が必要な場合、DVセンター等から県の女性相談支援センターに保護を依頼し、被害者と女性相談支援センターへ同行して支援するほか、県の女性相談支援センターでの一時保護が困難な場合は、宿泊等を含む緊急的な一時保護を実施するなど、被害者の安全確保に努めます。

また、被害者の生命又は身体の安全を確保するのに有効な保護命令制度については、令和6年（2024年）4月に、申立てができる被害者の拡大や保護命令の種類の拡大、命令の有効期間の延長、保護命令違反に対する罰則が厳罰化されており、DVセンターにおいては、こうした情報提供や保護命令の申立てについての助言、書面作成支援や地方裁判所への同行支援を行います。

さらに、被害者保護の観点から、関係機関が連携して住民基本台帳の閲覧等の制限など被害者の個人情報管理を徹底します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
DV被害者の緊急時における一時保護 【男女共同参画課】	面接相談等により緊急一時保護が必要だと判断した場合、県や民間シェルターへ一時保護を依頼する。
民間シェルター支援 【男女共同参画課】	民間シェルターの運営の安定を図るため、運営費を助成する。

住民基本台帳の閲覧等の制限 【区政課】	被害者の情報を保護するため、住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。また、被害者の安全の確保のため、被害者支援に関わる関係機関などに対し、被害者及びその関係者に関する情報管理を徹底する。
------------------------	--

(4) 被害者の自立支援の充実

DV被害者は、暴力による心身の傷だけでなく、居住場所の確保や経済的困窮、こどもの養育など、複合的な困難を抱えることが少なくありません。こうした状況からの回復と自立を支えるため、住居の確保や就労支援、生活資金の支援をはじめ、こどもの養育を含めた生活全般に関する相談や助言を行い、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を進めます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
犯罪被害者等見舞金支給事業 【市民安全推進課】	犯罪被害者等への応急的な経済的支援として、見舞金を支給する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。
犯罪被害者等日常生活等支援事業 【市民安全推進課】	犯罪被害により日常生活等に支障が生じている犯罪被害者等に対して日常生活等支援に要する費用を助成する。ただし、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合に限る。
市営住宅入居に係る優遇措置の実施 【住宅政策課】	市営住宅入居に係る優遇措置に加え、緊急の住宅確保要望に対応するため、市営住宅の一時使用許可を行う。
ひとり親家庭等の相談支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	各区の福祉課に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談への対応や自立に向けた指導・助言を行う。
ひとり親家庭等就業支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ひとり親家庭の親等に対し、就労に関する情報提供や相談、職業紹介等を行うとともに、キャリアカウンセラー等によるオンラインでの就業支援を実施する。
自立支援教育訓練給付金事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練講座の受講料を支給する。
高等職業訓練促進給付金等事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、経済的自立に効果的な資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を促進するため、給付金を支給する。
ひとり親家庭等日常生活支援事業 【こども青少年支援部】 ※再掲	一時的に日常生活に支障があるひとり親家庭等に対し、家庭生活支援員を派遣し、保育・日常生活の世話等を行う。
母子生活支援施設入所措置 【こども青少年支援部】	母子家庭等の自立に向けて、母とこどもを共に母子生活支援施設に保護し、生活支援、住宅支援、教育支援、就職支援等を行う。
身元保証人確保対策事業 【こども青少年支援部】	児童養護施設、母子生活支援施設等への入所等をしているこども又は女性に対し、安心して大学進学や就職、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための保険料を負担する。
こども家庭センターの運営 【こども青少年支援部】 ※再掲	育児やこどもの成長・発達の問題などで困ったり悩んだりしている保護者等に対し、家庭相談員や保健師等が相談に応じ、助言等を行うとともに、必要に応じて、家庭訪問等のアウトリーチでの支援を実施する。また、軽微な虐待ケースの対応等を行う。

(5) 関係機関との連携の強化

DV被害者に対する相談支援や保護体制・自立支援の充実を図るには、DVセンターと警察、女性相談支援センター、児童相談所、福祉事務所など関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援が行えるよう、連携を強化する必要があります。

このため、DVセンターにおいて、相談者の状況に応じた適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて同行支援を行うなど、DV被害者の負担の軽減と円滑な支援の実施に取り組みます。

また、DV対策関係機関連絡会議を開催し、関係機関相互の情報交換・情報共有や事例検討等を行うほか、DVと児童虐待に密接な関連がある状況を踏まえて、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参加など、DVセンターと児童相談所のより一層の連携強化を図ります。

さらに、DVの加害者、傍観者とならないために、若年層への教育や啓発を行うとともに、DV加害者を対象としたDV相談窓口等の周知を行うなど、加害防止にも取り組んでいきます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議の開催 【男女共同参画課】 ※再掲	DV対策関係機関連絡会議を開催し、広島市域のDV対策関係機関による情報交換、協議等を行う。
要保護児童対策地域協議会の運営 【児童相談所】 ※再掲	医師会、警察、弁護士会、民生委員児童委員協議会等の関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」において、支援対象児童等に関する情報を共有化するとともに、支援対象児童等の早期発見と適切な保護及び支援に取り組む。
「減らそう犯罪」推進事業 【市民安全推進課】 ※再掲	区民大会や公民館での防犯講習会の開催、防災情報メールや市の公式LINEによる不審者情報等の提供、市立中学校での犯罪被害等防止教室の実施、防犯活動団体への防犯資機材の提供、一家一事業所一点灯運動の推進などの取組を行い、市民、事業者及び行政が連携・協働して、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進する。

基本施策３ セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

(1) 防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、上下関係に基づく影響力を背景とする性犯罪等の犯罪となる重大な人権侵害を含む行為であり、個人の尊厳や人格を傷つけるものです。セクシュアル・ハラスメントに関する認識を深め、その行為を防止するため、事業者や労働者に対して啓発や情報提供を行います。

また、本市におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、職員や教員を対象とした研修の充実を図るとともに、適切な指導を徹底します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
事業所向け男女共同参画支援講座の開催 【男女共同参画課】 ※再掲	市内の事業所等の研修会に専門の講師を派遣し、女性の能力発揮や職域拡大、職業生活と家庭生活の両立など、男女共同参画に関する講座を実施することで、男女共に働きやすい職場環境づくりを支援する。
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施 【人事課、研修センター】	毎年、全職員対象に実施する公務員倫理に関する研修において、セクハラ防止等の研修を行う。
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施 【教育センター】	中堅教諭等資質向上研修において、セクハラ防止等の研修を実施する。

(2) 被害者への支援

セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を周知するとともに、労働局など関係機関と連携することにより、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に向けた取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。

男女の人権を尊重する市民意識の醸成

【基本的な考え方】

男女共同参画社会基本法では、その前文において、「男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会」としており、こうした社会を実現するためには、市民一人一人の人権意識を醸成し、人権尊重社会の形成を図るとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させることが重要です。

このため、これまで本市では、人権尊重への理解の促進や男女共同参画に関する学習支援・啓発など様々な施策に取り組んできました。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査では、社会全体での男女の地位の平等について「男性優遇」と回答した人の割合は71.6%となり、依然として「男性優遇」との回答が多い状況です。こうした背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、それらによって価値観や慣習が形成されていることが挙げられます。

また、令和6年度の市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」と回答した割合は、全体では24.4%となり、依然として人々の間に固定的な性別役割分担意識が根強く残っているとと言えます。こうした意識や固定観念等は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性いずれにも存在するもので、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因となっています。

一人一人の意識が変わり、従来の性別による固定観念に捉われなくなることで、男女が互いに尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択が可能となり、自分らしく生きることにつながります。こうした男女双方の意識改革と理解の促進を図るため、男女共同参画に関する生涯学習の充実や広報・啓発活動をより一層進めていく必要があります。

そして、未来を担うこども達が、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高め、自然に実践できる大人に育っていくよう、学校における教育の充実や家庭における教育の支援を推進します。

さらに、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

施策の指標

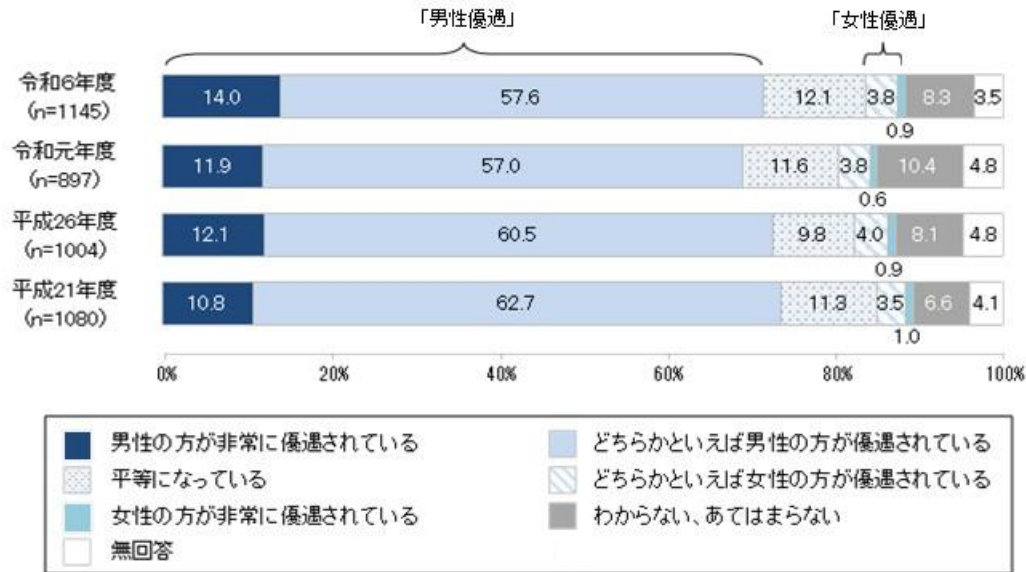
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性：8.6% 男性：14.7%	計画策定時 (R7) の実績 値以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性：76.7% 男性：63.2%	計画策定時 (R7) の実績 値以上

全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす (年間の講座の人数)	477 人	600 人

関連するSDGs



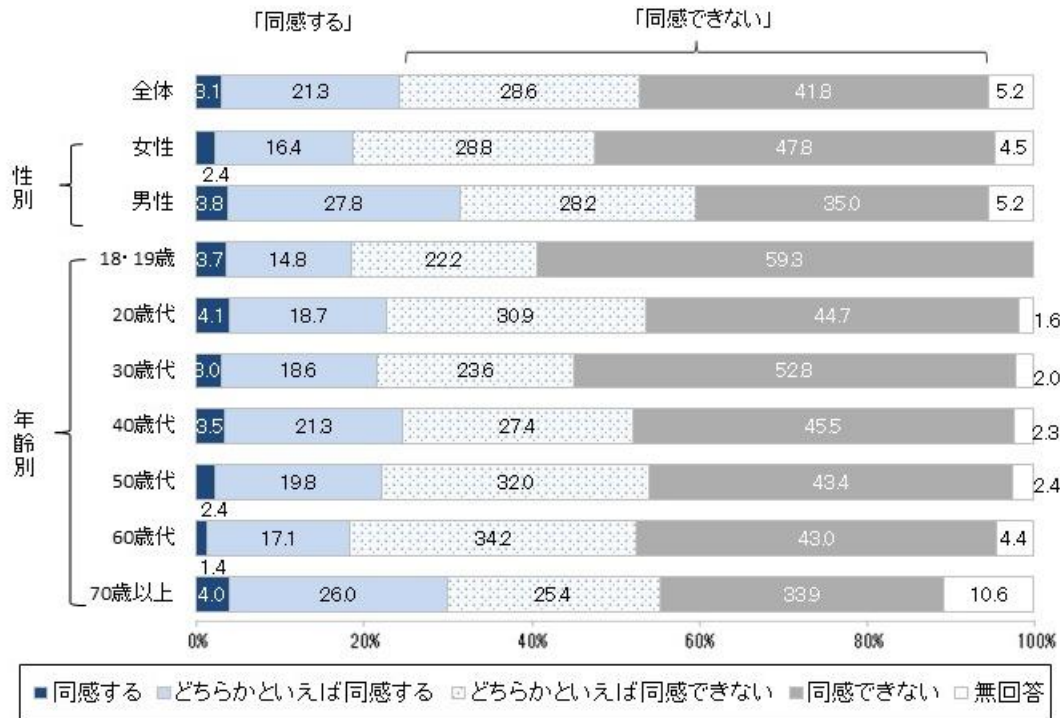
男女の地位の平等感(社会全体について)の推移



「広島市男女共同参画社会の実現に向けたアンケート調査(令和6(2024)年度)」

性別に基づく固定的役割分担意識

～「男性は仕事、女性は家庭」といった性別によって役割を固定する考え方～



「広島市市民意識調査(令和6(2024)年度)」

基本施策 1 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成のためには、市民一人一人の人権尊重への理解の促進、人権意識の向上が重要です。性別、年齢、障害の有無、人種、性的指向・性自認などの違いを認め合い、多様性を受容し、尊重する教育や啓発を通じて、一人一人の人権尊重への理解の促進を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
人権啓発事業 【人権啓発課】 ※再掲	市民や企業等への意識啓発のため、広島法務局、広島人権擁護委員協議会等と連携し、啓発事業（ヒューマンフェスタなどのイベントの開催や、人権啓発資料の作成・配布等）を実施する。
幼稚園・学校における人権教育の推進 や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】 ※再掲	こども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。

基本施策２ 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

(1) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進

令和7年（2025年）に男女共同参画社会基本法が改正され、男女共同参画社会の形成を促進するため、地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めることが明記されました。本市の男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）」では、男女共同参画に関する普及啓発、講座の開催、相談、調査研究、情報の収集及び提供、活動及び交流の場の提供など、様々な事業を展開しています。今後は、法改正の趣旨を踏まえ、より効果的な情報発信を図るとともに、市民のニーズを的確に捉えた事業を積極的に推進します。また、独立行政法人男女共同参画機構など様々な関係機関等と連携して、関係機関とのネットワークの構築や人材育成など、男女共同参画推進センターの機能強化にも取り組んでいきます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）の運営 【男女共同参画課】	男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する普及啓発、講座・研修の実施、活動の場の提供等を行う。
男女共同参画推進センターにおける「女性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性相談員による「女性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける「男性のためのなんでも相談」の実施 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男性相談員による「男性のためのなんでも相談」を行う。
男女共同参画推進センターにおける女性の就労支援 【広島市男女共同参画推進センター】 ※再掲	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、女性の就労支援に関する相談や講座を開催する。
男女共同参画推進センターにおける講座・研修の実施 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、仕事と家庭の両立、女性の活躍推進、女性の政治参画など男女共同参画に関する講座・研修を実施する。
男女共同参画推進員の活動支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画に関する市民の学習の支援や、啓発活動の担い手として、推進員が行う活動を支援する。
男女共同参画フォーラムの開催 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、男女共同参画に関する普及啓発を目的に、講演や意見交換等を行う。

基本施策３ 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進と男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底

男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解の促進を図るため、SNSを始めとする様々な媒体を活用し、継続的かつ効果的な広報・啓発活動を展開します。

また、市刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点からの適切な表現が使用されるよう、公的広報ガイドラインを作成し、適切な表現の徹底を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発を行う。
男女共同参画週間における啓発活動 【男女共同参画課】	毎年6月の男女共同参画週間に合わせ、区役所等での啓発パネル展示や、広島駅南口地下広場の大型ディスプレイでの啓発メッセージの配信など、一般に向けた啓発を行う。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
男女共同参画課公式SNSの運用 【男女共同参画課】	若い世代に対して、本市の女性活躍推進に係る取組や男女共同参画の啓発に係る情報発信を強化するため、若い世代への情報発信に有効なツールとなっているSNS（Instagram）を活用し、女性活躍を進める企業の情報や男女共同参画に関する啓発、デートDV防止啓発漫画等を積極的に発信する。
男女共同参画の視点からの公的広報ガイドラインの作成 【男女共同参画課】	職員向けの「男女共同参画の視点からの公的広報ガイドライン」を作成し、市刊行物等の作成に当たり、男女共同参画の視点からの適切な表現の徹底を図る。

基本施策 4 こどもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

(1) 就学前・学校教育等における男女共同参画に関する教育の推進

こどもが、固定的な性別役割分担意識に捉われず、自分らしい生き方を選択できるよう、あらゆる機会を通じて男女共同参画の視点からの教育を推進するとともに、学校教育関係者等に対する男女共同参画についての研修・啓発の充実を図ります。

また、インターネット上での性的な暴力やハラスメントの加害者にも被害者にもならないため、関係機関と連携して、ICTリテラシーやメディア・リテラシー向上のための取組を推進します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成 【男女共同参画課】	啓発用冊子を市内の全小学校の5年生、全中学校の2年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
SNSを活用した男女共同参画に係る啓発事業 【男女共同参画課】 ※再掲	若年層が気軽に読むことができる漫画による男女共同参画に関するテーマの啓発コンテンツを作成し、男女共同参画課の公式Instagramや本市がアカウントを持つSNS（LINE、X）に掲載することにより、男女共同参画に係る啓発を図る。
男女共同参画課公式SNSの運用 【男女共同参画課】 ※再掲	若い世代に対して、本市の女性活躍推進に係る取組や男女共同参画の啓発に係る情報発信を強化するため、若い世代への情報発信に有効なツールとなっているSNS（Instagram）を活用し、女性活躍を進める企業の情報や男女共同参画に関する啓発、デートDV防止啓発漫画等を積極的に発信する。
理工系分野への女性参画推進に関する啓発の推進 【男女共同参画課】 ※再掲	大学・学校等と連携して、女子中高生等の理工系分野への進路選択を促進するための啓発を行う。
幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実 【指導第一課、指導第二課】 ※再掲	こども達が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするため、幼稚園・学校における人権教育の充実を図るとともに、家庭科や道徳科など、教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などを含め、互いの違いや多様性を理解・尊重し、共生・協働する力を育むための学習を実施する。
児童生徒の情報活用能力の育成 【指導第一課、指導第二課】	児童生徒の発達段階に応じて、情報に関する必要な知識や技術等を身に付けるための授業を行うとともに、ICTを利活用する上で身に付けておくべき態度や考え方を育成するため、情報モラル教育に取り組む。
保育園等における多様性の理解と充実 【幼保企画課】	保育園職員の研修等を通して、性別等による固定観念にとらわれず、互いを認め合い、支えあえる保育環境の中で、すべてのこどもたちが自分らしく育つことができるよう意識啓発を図る。
電子メディアとこどもたちとの健全な関係づくりの推進事業 【こども青少年支援部】	学校、家庭等と連携し、スマートフォン等の使用時間や睡眠時間等のルールづくりができるワークシートを活用しながら、10オフ運動を推進する。また、電子メディアに関する講習会を開催するとともに、スマートフォン販売店を通じて保護者等に対し、フィルタリングやペアレンタルコントロールなどのサービスの活用を周知・啓発する。
犯罪被害等防止教室 【市民安全推進課】 ※再掲	中学校で開催する犯罪被害防止教室の中で、デジタル性犯罪の防止に向けた講義を行う。

(2) 家庭における男女共同参画に関する教育の支援

家族が男女共同参画の視点から協力し合い、未来を担うこどもを育てることができるよう、保護者等に対して学習機会や情報を提供します。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
小中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成 【男女共同参画課】 ※再掲	啓発用冊子を市内の全小学校の５年生、全中学校の２年生に配布し、授業やホームルームの時間を通じて活用することで、男女共同参画について、若年層からの意識啓発を図る。
男女共同参画啓発リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男女が互いに尊重し合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すためのリーフレットを作成し、啓発する。
男性向け家庭生活・地域活動への参画啓発用リーフレットの作成 【男女共同参画課】 ※再掲	男性の家事や育児、介護、地域活動への参画を促すため、啓発用リーフレットを作成し、保育園や子育てオープンスペースなど、こどもがいる世帯の方が手に取りやすい場所を中心に配布する。

(3) 性や健康に関する教育・啓発の推進

こどもたちが自分自身の身体や性について正しい知識を持ち、健やかに成長していくためには、年齢や発達段階に応じた性教育が重要です。性感染症に関する知識や、望まない妊娠を防ぐための情報提供を含め、命の大切さを伝える教育の推進、関係機関の連携強化による効果的な思春期保健対策の推進など、学校や家庭における性に関する教育の一層の充実を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
性感染症予防事業 【健康推進課】	性感染症予防のための知識や感染予防策の普及啓発を図る。
思春期保健教育 【健康教育課】 ※再掲	学校において、学習指導要領に基づき、体育科等の保健学習の時間を通じて、発達段階に応じた学習を実施する。

基本施策 5 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

(1) 国際社会の動向への理解の推進

世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の収集や提供、国際社会の動向についての理解の促進を図ります。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
男女共同参画センターにおける学習・研修の支援 【広島市男女共同参画推進センター】	広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）において、世界の女性の状況など男女共同参画に関する書籍や学習の場を提供し、国際社会の動向に関する学習・研修を支援する。

(2) 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援します。

また、外国人市民と互いの文化や生活の理解が進むよう多文化共生意識の醸成に取り組みます。

主な取組（事業名）	取組内容（事業内容）
ヒロシマ平和の灯のつどい 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「広島市女性団体連絡会議（広島WENET）」主催（本市共催）。核兵器廃絶と世界恒久平和の願いを「平和の灯」に託し、原爆犠牲者のご冥福を祈る催しと合わせて被爆者の証言を聞く会を毎年7月31日に実施し、女性団体や一般市民のほか、平和記念公園への来訪者も参加する活動を支援する。
国際女性デーひろしま 【男女共同参画課】	女性団体などからなる「国際女性デーひろしま実行委員会」が主催。毎年3月8日の「国際女性デー」に合わせ、男女共同参画推進に向けた講演や展示、パレードなどを行う活動を支援する。
国際フェスタの開催 【国際化推進課】 ※再掲	広島市内の国際交流・協力団体の連携を強化するとともに、市民参加型事業を行い、市民に国際交流・協力活動に親しみ、関心を高めてもらう。
留学生会館まつりの開催 【国際化推進課】 ※再掲	広島市留学生会館に居住している留学生とその家族を中心に留学生会館まつりを開催し、市民と留学生の交流、多文化共生及び異文化理解を促進する。
多文化共生・国際交流補助金交付事業 【国際化推進課】	広島平和文化センターにおいて、広島市内で、多文化共生及び国際交流・協力に関する活動を行う団体を育成・振興するため、広島市内や外国で行われる多文化共生及び国際交流・協力に関する事業に補助金を交付する。

3 施策の指標一覧

施策の指標

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大		
審議会委員における女性の割合を増やす	32.1%	40.0%
市職員の管理職における女性の割合を増やす	19.0%	広島市職員の女性活躍・子育て支援推進プランの次期計画で定める数値
地域防災リーダーにおける女性の割合を増やす	23.3%	25.2%

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 2 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立		
民間企業（従業員数が 101 人以上の企業）における女性管理職の割合を増やす	11.5%	国計画で定める目標値
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす （広島市男女共同参画推進事業者表彰の表彰事業者数）	77 社	95 社
市内の「えるぼし」認定企業数を増やす	21 社	50 社
企業における男女間賃金格差の解消を図る （広島県内の企業における所定内給与額の男女間格差）	77.7%	80.0%
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	51.4% (R5 年度)	国計画で定める目標値
市内の「くるみん」認定企業数を増やす	43 社	86 社
市の男性職員の育児休業取得率を上げる 市長事務部局等：市長事務部局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、 農業委員会事務局、議会事務局 その他局：消防局、水道局、教育委員会	市長事務部局等： 68.6% その他局： 41.4%	市長事務部局等： 85.0%以上 その他局： 50.0%以上
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	47 人	0 人

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 3 安心して暮らせる社会の実現		
DVセンターにおける出張相談の件数を増やす （DVセンターで受けた相談のうち、出張相談や関係機関（関係部署）へ同行支援した件数（年間））	77 件	150 件
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす （母子家庭等就業・自立支援センター、就労支援窓口及びSNS等を活用したオンライン就業支援事業において職業紹介を受けた者並びに高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の受給者のうち、就業した者の割合）	73.6%	80.0%
がん検診の受診率を上げる	子宮頸がん： 43.0% 乳がん： 45.4% (R4 年度)	子宮頸がん： 60.0% 乳がん：60.0%

20～70 歳の女性の骨粗しょう症検診受診率を上げる	5.1%	15.0%
指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 4 性犯罪・性暴力を始めあらゆる暴力の根絶と被害者への支援		
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	女性：49.5% 男性：45.2%	女性：60.0% 男性：55.0%
「デートDV」の言葉と内容を知っている若者の割合を増やす	52.8%	60.0%

指 標	現状値 (R6 年度)	目標値
基本方針 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成		
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	女性：8.6% 男性：14.7%	計画策定時 (R7) の実績 値以上
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	女性：76.7% 男性：63.2%	計画策定時 (R7) の実績 値以上
全ての人の人権を大切に、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	75.0%	80.0%
男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす (年間の講座の人数)	477 人	600 人

参考値

以下の項目については、定期的に状況確認を行うこととする。

【これまでの計画において恒常的に目標を達成している項目】

項 目	現状値 (R6 年度)
市立学校教員の管理職における女性の割合	39.9%
保育園等入園待機児童数	0 人
「性的マイノリティ」の言葉と内容を知っている人の割合	64.6% ※1
男女共同参画推進センター利用者の満足度	94.4%

※1 「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合

【目標値の設定は困難であるが、本計画の施策の進捗状況を把握するために必要な項目】

項 目	現状値 (R6 年度)
DVの相談者数（実人数）	503 人
DVの相談件数（延べ件数）	1,058 件

第3章 計画の推進体制

男女共同参画の推進に係る施策は広範囲にわたるため、全庁的に推進していく必要があります。また、「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」への参画による国、県、経済団体等との連携、学識経験者等によって構成される「広島市男女共同参画審議会」などの会議の活用、「広島市男女共同参画推進センター」や「広島市男女共同参画推進員」との連携・協力などによる取組の展開が必要となります。

庁内推進体制

1 広島市男女共同参画推進本部

市長をトップとして、全ての局・区長等で構成する「広島市男女共同参画推進本部」により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 横断的な取組の推進

案件に応じて、各種会議等を活用し、連携を図りながら、横断的な取組を推進し、諸問題に対応します。

3 広島市男女共同参画基本計画の進行管理

毎年度、施策の指標の達成状況の把握や施策の推進状況を掲載した年次報告書を作成し、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

4 職員一人一人による男女共同参画の実践

性別に関わりなく、職員の多様な個性と能力が発揮できる職場環境づくりを進めるとともに、男女共同参画についての理解を深め、その意識を養う研修を定期的に開催することで、職員一人一人が、職場で施策を推進するときはもとより、家庭・地域などにおいても、率先垂範して男女共同参画を実践していきます。

国、県、経済団体等との連携

1 働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま

国、県、市などの行政機関、経済団体・労働団体等が一体となって、女性が活躍できる環境の整備や仕事と家庭の両立に向けた取組などの推進を図ります。

施策等の審議・意見交換

1 広島市男女共同参画審議会

市長の諮問機関であり、男女共同参画に関する学識経験者や公募委員などにより構成する「広島市男女共同参画審議会」において、男女共同参画の施策の進捗状況などを検証し評価するなど、その機能を発揮します。

2 広島市男女共同参画推進連携会議

事業者や有識者等で構成する「広島市男女共同参画推進連携会議」において、市が行う男女共同参画に関する事業についての意見交換などを行い、職場や家庭、地域における男女共同参画の取組の推進に寄与します。

市民等の参画の推進

1 広島市男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進する拠点施設である「広島市男女共同参画推進センター」において、その運営主体となる指定管理者と連携を図りながら、積極的な事業を展開します。

2 広島市男女共同参画推進員

男女共同参画について、広く市民の理解を得るため、「広島市男女共同参画推進員」を養成・登録し、広島市男女共同参画推進センター等と連携して、男女共同参画に関する市民の学習の支援をはじめ、地域などで男女共同参画を推進するための活動を行います。

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）について

広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）は、平成24年（2012年）に、男女共同参画を推進するために設置された市の施設です。

男女の人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を発揮できる社会をめざす広島市の拠点施設として、男女共同参画に関する普及啓発、講座の開催、相談、調査研究、情報の収集及び提供、活動及び交流の場の提供など、様々な事業を展開しています。

所在地：広島市中区大手町5丁目6番9号
電話：082-248-3320 F A X：082-248-4476

URL：<https://www.yui-port.city.hiroshima.jp/>



<男女共同参画推進体制>

